令和９年度

保育施設入所申込みの手引き

～ もくじ ～

1. はじめに1
2. 学年齢.....2
3. 教育・保育給付認定について.....2
（1）教育・保育給付認定とは.....2
（2）保育を必要とする事由2
（3）保育の必要量.....3
（4）あなたの認定区分は？3
4. 入所申込みについて（２号・３号）.....4
（1）入所申込みの流れ.....4
（2）入所申込みの受付場所・締切日.....5
（3）マイナポータルによる電子申請.....5
（4）入所希望施設を選択する際の留意事項.....6
（5）申込みに必要な書類.....6
（6）入所調整（選考）.....7
（7）入所決定までの流れ.....7
（8）入所ができない場合.....7
（9）入所申込みに関する注意事項.....8
5. 入所後について（2 号・3 号）.....8
（1）保育施設に入所してから.....8
（2）入所期間.....9
（3）現況届.....9
（4）保育料.....10
（5）給食費.....11
（6）保育料・給食費の納期限.....12
（7）延長保育.....12
（8）休日保育.....12
（9）退所.....12
（10）育児休業中の入所.....13
（11）入所後の注意事項.....13
6. 転園について.....13
7. その他のサービス.....14
（1）一時預かり事業.....14
（2）病児・病後児保育事業.....14
（3）ファミリー・サポート・センター事業....14
（4）利用料の無償化.....14
8. 佐伯市内の認可保育施設.....15

1. はじめに

◆保育施設とは、保護者の方の就労や病気等の理由で、家庭でお子さんを保育できないときに、保護者の方に代わってある一定時間の保育を行う「お子さんのため」の福祉施設です。

◆**保育施設の入所申込みは年度ごとの手続きが必要です**。令和 8年度の入所申込みをしている方や現在入所中の方も改めて入所申込みの手続きをしてください。

◆保育施設への入所を希望される方は、**この「手引き」の内容をよくご確認の上、お申込みください**。また、この「手引き」は保育施設へ入所後も**大切に保管しておいてください**。

◆施設ごとに預かり可能な月齢や時間帯・保育の方針・特色等が異なりますので、施設見学や各施設の入園のしおり等でご確認ください。



2. 学年齢

◆**令和９年４月１日時点の年齢**でクラスが決まります。入所申込みの際は、下記の学年齢でお申込みください。なお、0 歳児クラスについては、**入所希望月の 1 日時点の月齢**に応じて、受け入れ可能な施設が異なります。

学年齢	生年月日
0 歳児	令和　8 年（2026 年）4 月 2 日　～
1 歳児	令和　7 年（2025 年）4 月 2 日　～　令和　8 年（2026 年）4 月 1 日
2 歳児※	令和　6 年（2024 年）4 月 2 日　～　令和　7 年（2025 年）4 月 1 日
3 歳児	令和　5 年（2023 年）4 月 2 日　～　令和　6 年（2024 年）4 月 1 日
4 歳児	令和　4 年（2022 年）4 月 2 日　～　令和　5 年（2023 年）4 月 1 日
5 歳児	令和　3 年（2021 年）4 月 2 日　～　令和　4 年（2022 年）4 月 1 日

※2 歳児のうち、誕生日を迎えた児童について「満 3 歳児」と表現する場合があります。

3. 教育･保育給付認定について

(1)教育･保育給付認定とは

◆教育・保育給付認定とは、保育施設の利用を希望する保護者が申請をして、児童の「保育の必要性」や「保育の必要量」等の認定を受けるものです。

認定区分	対象年齢	保育の必要性	保育の必要量
1 号認定（幼稚園利用）	満 3 歳～5 歳児	無	・教育標準時間（基本 1 日 4 時間）
2 号認定（保育所利用）		有	・保育標準時間（1 日 11 時間以内） ・保育短時間（1 日 8 時間以内）
3 号認定（保育所利用）	0 歳～2 歳児		

(2)保育を必要とする事由

◆2 号認定、3 号認定において、保育の必要性があると判断する事由は以下のとおりです。

保育を必要とする事由	保護者の状況
就労	以下の要件を満たして就労をしている。 【家庭外労働】１日４時間以上かつ週４日以上（月６４時間以上） ※夜間就労の方はこども福祉課へご相談ください。 【家庭内労働】１日４時間以上かつ週４日以上（月６４時間以上） ※家事・育児の時間は含まない
妊娠・出産	妊娠中であるか、または出産後間がない。
疾病・障がい	病気やケガをしているか、または心身に障がいを持っている。
介護等	その児童の家庭に長期にわたる病人や心身に障がいのある人がいるため、常時その看護にあたっている。
災害復旧	震災や風水害・火災等のため、その復旧にあたっている。
求職活動	１日４時間以上かつ週４日以上求職活動等（起業準備を含む）を行っている。
就学	大学や専門学校、職業訓練校等に月６４時間以上通っている。
虐待・DV	虐待や DV 被害のおそれがある。
育児休業 **※継続入所のみ**	産前休暇以前から保育施設に入所している児童について、当該保育施設の継続利用が必要と認められる場合。 ※「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」に基づく休業のみ
その他	上記と同様の状態であると認められる場合。

(3)保育の必要量

◆2 号認定、3 号認定においては、保護者の就労状況や保育を必要とする事由に応じ、「保育標準時間」または「保育短時間」のいずれかで保育必要量の認定を行います。

保育必要量	利用可能時間	保育を必要とする事由
保育標準時間	1 日 11 時間以内	・「妊娠・出産」「災害復旧」「虐待・DV」 ・「就労」「介護等」「就学」に要する時間が月１２０時間以上 ・「疾病・障がい」で、「保育は全くできない」と診断されている
保育短時間	1 日 8 時間以内	・「求職活動」「育児休業」 ・「就労」「介護等」「就学」に要する時間が月１２０時間未満 ・「疾病・障がい」で、「保育に支障をきたす」と診断されている

※保護者のいずれかが「保育短時間」に該当する場合は、「保育短時間」での認定となります。

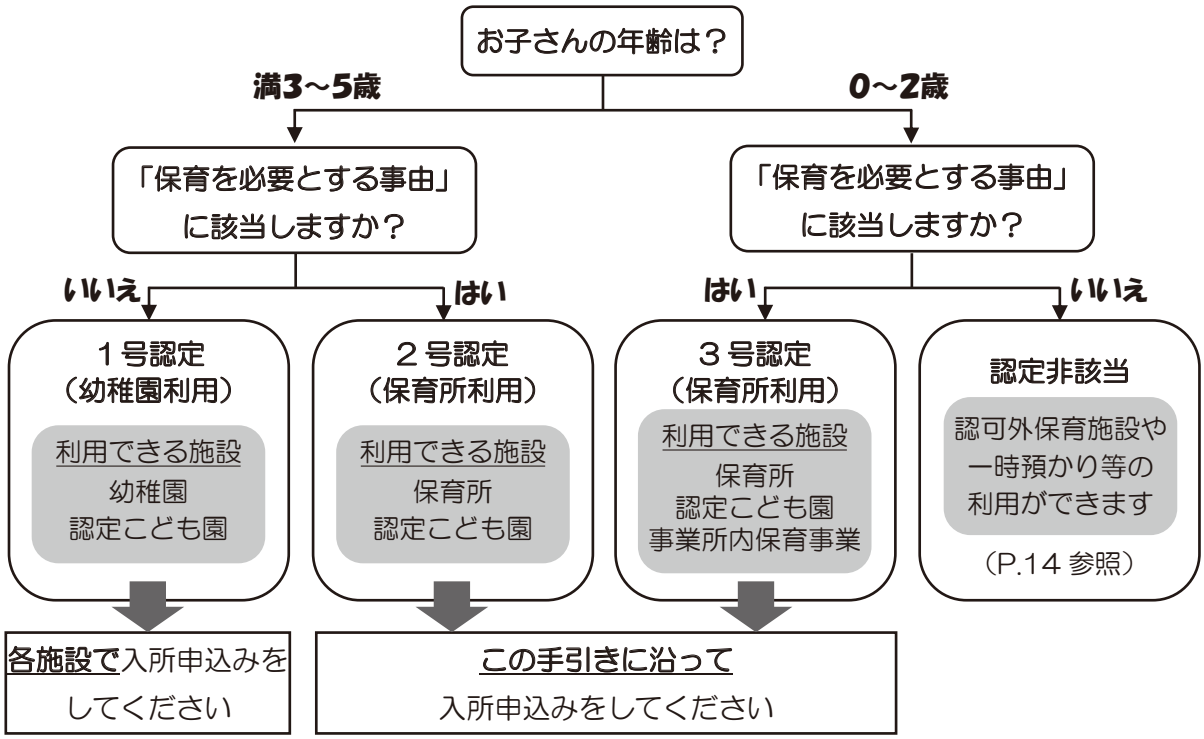
※保育必要量の変更は月単位で行います。月の途中に変更することはできません。変更事由発生日か変更申請日（書類提出日）のいずれか遅い方の翌月 1 日（該当日が 1 日の場合は当月）から適用となります。

※保育短時間の認定を受けている場合で、勤務形態や通勤時間等により恒常的に延長保育が発生する場合には、「保育必要量変更申立書」の提出により、保育標準時間の認定に変更できる場合があります。詳しくはお問い合わせください。現在、「保育必要量変更申立書」を提出し、保育標準時間での利用をされている方についても、年度ごとに改めて提出が必要となります。

※認定された保育必要量は、利用することが可能な最大限の枠として設定されるものです。お子さんの育成上の配慮の観点から、保育を必要とする時間帯でご利用いただきますようお願いします。

※施設ごとに保育標準時間、保育短時間の設定時間は異なります。(P.15 参照)

(4)あなたの認定区分は？



・幼稚園：幼児の心身の発達のために、幼児教育を提供する施設です。

・保育所：就労等のために家庭で保育のできない保護者に代わって乳幼児を保育する施設です。

・認定こども園：幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、幼児教育と保育を一体的に行う施設です。

・事業所内保育事業：事業所の従業員の子どもと一緒に、地域の子どもの保育を行います。

4. 入所申込みについて（2号・3号）

（1）入所申込みの流れ

入所申込みの手引き（本冊子）を読む

➤この手引きをよく読んでから手続きをしてください。

希望する保育施設を選ぶ

➤P.6「(4) 入所希望施設を選択する際の留意事項」をご覧ください。

申込み書類を提出する

➤P.6「(5) 申込みに必要な書類」をご覧ください。

認定決定

➤申込み書類の提出を受けて、「教育・保育給付認定」を行います。
※入所決定ではありません。

入所調整（選考）

➤P.7「(6) 入所調整（選考）」をご覧ください。

翌月、再度入所調整

4月入所（二次）
5月以降の入所

4月入所（一次）

内定

面接

入所決定



➤P.7「(7) 入所決定までの流れ」をご覧ください。

（定員超過等の理由で入所ができない場合）
入所保留

➤P.7「(8) 入所ができない場合」をご覧ください。

※幼稚園利用（1号認定）の入所申込みについては、入所希望施設へお問い合わせください。

(2)入所申込みの受付場所・締切日

■令和 9 年度 4 月入所（一次受付）

受付場所	受付期間	受付可能時間
こども福祉課（市役所 2 階 48 番窓口）	**令和8年11月4日(水)～令和8年12月4日(金)** ※こども福祉課・各振興局は土日除く	**8:30～17:00**
各振興局		
電子申請（マイナポータル）		

※現在入所中の方の継続申込みについては、入所中の保育施設で申込み書類の提出ができます。保育施設での受付期間は上記と異なる場合がありますのでご注意ください。

※令和 8 年 12 月 1 日時点で保育施設に入所されている方については、転園希望も受け付けております。上記期間内にお申込みください。(P.13「6.転園について」参照)

■令和 9 年度 4 月入所（二次受付）及び 5 月以降の入所

受付場所：こども福祉課（市役所 2 階 48 番窓口)、各振興局

入所希望日	申込み締切日時	入所希望日	申込み締切日時
4 月 1 日～	（二次）3 月 10 日（水）17 時まで	10 月 1 日～	9 月 10 日（金）17 時まで
5 月 1 日～	4 月 12 日（月）17 時まで	11 月 1 日～	10 月 12 日（火）17 時まで
6 月 1 日～	5 月 10 日（月）17 時まで	12 月 1 日～	11 月 10 日（水）17 時まで
7 月 1 日～	6 月 10 日（木）17 時まで	1 月 1 日～	12 月 10 日（金）17 時まで
8 月 1 日～	7 月 12 日（月）17 時まで	2 月 1 日～	1 月 11 日（火）17 時まで
9 月 1 日～	8 月 10 日（火）17 時まで	3 月 1 日～	2 月 10 日（木）17 時まで

※電子申請を利用される場合は、入所希望月の前月 5 日までに申請してください。

(P.5「(3)マイナポータルによる電子申請」参照)

～ いつから入所することができるの？ ～

◆「**育休・産休からの職場復帰**」の理由で申込みをする場合

・復職日がその月の 19 日以前の場合 ➔ 復職月の前月の初日から入所可能

・復職日がその月の 20 日以降の場合 ➔ 復職月の初日から入所可能

◆「**妊娠・出産**」の理由で申込みをする場合

・分娩予定月の 2 か月前（多胎妊娠の場合は 3 か月前）の月の初日から入所可能

※上記以外の理由で申込みをする場合は、任意の月から入所可能です。

(3)マイナポータルによる電子申請

◆佐伯市内在住者については、マイナポータル「ぴったりサービス」を用いた電子申請でも入所申込みの受付を行っています。下記の締切日までにお申込みください。

入所希望月	申込み締切日
令和 9 年度 4 月入所（一次受付）	令和 8 年 12 月 4 日(金)まで
令和 9 年度 4 月入所（二次受付）及び 5 月以降の入所	入所希望月の前月 5 日まで

※電子申請をするにはマイナンバーカードが必要です。

佐伯市　電子申請ポータルサイト	検索

(4)入所希望施設を選択する際の留意事項

◆入所申込みにあたっては、ご希望の施設に事前連絡の上、**可能な限り施設見学をしてください**。
特に以下の「要確認事項」については、必ずご確認いただいた上でのお申込みをお願いします。

要確認事項	
施設の開所時間・保育短時間の設定時間	施設ごとに対応が異なります。 詳しくは各施設へお問い合わせください。
利用対象年齢（0 歳児については月齢）	
入園料等の費用	
土曜保育、延長保育の対応	
お子さんのアレルギー等への対応	
施設独自の決まりや保育の方針、特色等	

※入所申込みされるお子さんの健康面等でご心配の方は、施設見学の際にご相談ください。
※施設見学をした保育施設へ必ず入所できるわけではありません。ご了承ください。
※入所希望施設は通園可能な施設のみとしてください。**内定後の入所辞退はご遠慮ください**。
※佐伯市 HP にて各施設の受入可能状況を毎月掲載しております。ご参考にしてください。
※佐伯市内の保育施設の一覧は、P.15 をご覧ください。
※佐伯市外の保育施設への入所を希望される場合は、佐伯市役所こども福祉課へご相談ください。

(5)申込みに必要な書類

◆新規入所申込みの際に必要な書類は以下のとおりです。詳しくは、別紙「申込み書類チェックリスト」をご覧ください。
※現在入所中の方の継続申込みに必要な書類については、別途お知らせします。

申込み書類
①施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書兼現況届（保育所等入所申込書兼児童台帳） ※申込み児童 1 人につき 1 枚提出
②施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書（２枚目） **（個人番号記入用紙）**
③個人番号（マイナンバー）を確認できる書類
④申請者（窓口に来られる方）の本人確認書類
⑤父母（保護者）が保育できないことを証明する書類
⑥保育所におけるアレルギー疾患生活指導表　※申込み児童にアレルギー疾患がある場合のみ
⑦以下を証明する書類　※同一世帯に以下に該当する方がいる場合のみ ・身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳をお持ちの方 ・特別児童扶養手当の支給対象児　・国民年金の障害基礎年金等の受給者
⑧申立書　※以下に該当する場合のみ ・佐伯市外からの転入を予定している場合　・きょうだいの一部だけ入所希望する場合 ・入所でき次第育休を短縮して復職する場合・その他申立てが必要な事情がある場合
⑨戸籍謄本　※佐伯市外に住民票のあるお子さんがいる場合のみ

※証明書類は作成・受け取りに時間を要する場合があります。お早めにご準備ください。
※書類への記入には、消せるボールペンは使用しないでください。
※入所調整時に不足書類がある場合、**優先度が変わります**のでご注意ください。

(6)入所調整(選考)

◆各月の申込み締切日以降に、選考基準に基づいてこども福祉課にて入所調整（選考）を行います。入所調整は、保育の必要性の程度を就労等の状況や世帯の状況等から総合的に判断し、優先度の高いお子さんから順に行います。(**先着順ではありません**。)

◆優先度の目安はおおむね次のとおりです。

優先度	就労等の状況	世帯の状況
高 ↑ 低	職場復帰（育休・産休明けによる） 就労中、就学中 妊娠・出産 疾病等 その他（求職中）	ひとり親の世帯 生活保護世帯 きょうだい児のいる世帯 その他の世帯

※職場復帰の方は優先的に入所調整を行いますが、入所後、復職せずに退職した場合は、退所となる場合があります。

※書類の不備により要件が確認できない場合や、要件を下回る就労等についても「求職活動」とみなして調整を行う場合があります。

(7)入所決定までの流れ

■令和 9 年度 4 月入所（一次受付）の場合

入所決定した方については、令和 9 年（2027 年）2 月下旬頃に「入所承諾書」等をお送りします。施設ごとに説明会等がありますのでご参加ください。(面接等を行う場合もあります。)

■令和 9 年度 4 月入所（二次受付）及び 5 月以降の入所の場合

入所調整により、希望施設への入所が内定した場合は、各施設にて面接を行います。面接において特に問題がない場合、入所決定となります。

内定	・申込み締切日から 1 週間を目安に、電話にてご連絡します。その際に面接日時の調整を行います。 ・提出書類に**虚偽の記載があることが判明した場合**は、**内定は取消し**となります。
面接	・入所するお子さんをお連れください。また、母子手帳をご持参ください。 ・面接では主にお子さんの日常生活の様子やアレルギーの有無、ご家族の状況等を伺います。また、施設での 1 日の流れや行事、持ち物等について説明があります。
入所決定	・面接をした上で特に問題がなければ**入所決定**となります。 ・入所決定後に「入所承諾書」等をお送りします。

(8)入所ができない場合

◆定員超過等の理由で受け入れができない場合は、「入所保留通知書」をお送りします。

◆入所申込書は、入所期限がある場合を除いて、**令和10年（2028年）3 月入所申込みまで有効**です。希望月に入所できなかった場合は翌月以降も入所調整の対象となります。希望施設や家庭状況に変更がある場合は、**翌月の申込み締切日までにご連絡ください**。

※「入所保留通知書」の郵送は**初回のみ**です。それ以降は入所内定となった場合のみご連絡します。

※内定後に入所を取り下げた場合は、「入所保留通知書」の発行はできません。

※令和元年 10 月から開始された幼児教育・保育の無償化により、認可外保育施設や一時預かり等の利用料無償化の対象となる場合があります。(P.14 参照)

(9)入所申込みに関する注意事項

◆入所申込み後、次のような状況になった場合は**申込み締切日までにこども福祉課へご連絡ください**。

① 入所申込みされるお子さんの発育、健康面等で心配なことがあるとき
② 入所申込みの理由や意思がなくなったとき
③ 就職又は転職、離職したとき
④ 住所や電話番号等、連絡先に変更があったとき
⑤ 家庭状況に変動があったとき（妊娠・出生・死亡・結婚・離婚等）
⑥ 入所希望する保育施設を変更したいとき

※入所申込書の記載事項に変更があったときは、必ずご連絡ください。就労状況や家庭状況の変動により、入所調整時の優先度や入所後の保育時間が変更となる場合があります。

◆受付後は書類の原本はお返しできません。必要な場合は事前にコピーをお取りください。

5. 入所後について(2号・3号)

(1)保育施設に入所してから

◆入所直後の保育時間は、お子さんを集団生活に慣れさせるため、お子さんの体調等に配慮しながら短い時間（**ならし保育**）から徐々に通常の時間になります。

※ならし保育の期間は**おおむね2週間程度**ですが、施設の都合やお子さんの状態により延長する場合があります。

◆お子さんの送迎は、保護者が行ってください。

◆「育児休業からの職場復帰」を理由に入所した場合は、職場復帰後すみやかに復職証明書を提出してください。また、育児休業前と就労状況が変わる場合には、就労証明書も併せて提出してください。

◆「就労予定」を理由に入所した場合は、就労開始後すみやかに就労証明書を再度提出してください。

◆「就学予定」を理由に入所した場合は、就学開始後すみやかに通学証明書を提出してください。

◆「求職活動」を理由に入所した場合は、求職活動期間内に必ず就労を開始してください。また、就労開始後はすみやかに就労証明書を提出してください。

◆**保護者の就労先等へ現地調査をする場合があります**。

※就労実態がない場合や、届出の内容と違う場合は、**退所となる場合があります**。



(2)入所期間

◆入所期間は最長で令和10年（2028年）3月31日までとなります。

◆父母（保護者）の保育を必要とする事由により入所期間が異なります。以下の表の期間と最長期間とを比較して短い方の期間が入所期間となります。

保育を必要とする事由	入所期間
就労	■雇用期限のない場合：令和10年（2028年）3月31日まで ■期限付就労の場合：雇用期限の日の属する月の末日まで ■育休・産休からの職場復帰の場合：復職月の月末まで
妊娠・出産	出産予定月の2か月後の月末まで ※多胎妊娠の場合は出産予定月の3か月後の月末まで
疾病・障がい	医師の診断書で保育できないとされた期間
介護等	家庭での保育に支障をきたす期間
災害復旧	家庭での保育に支障をきたす期間
求職活動	入所月又は認定月の2か月後の月末まで ※ひとり親の場合は入所月又は認定月の3か月後の月末まで
就学	卒業予定月又は修了予定月の月末まで
虐待・DV	家庭での保育に支障をきたす期間
育児休業**※継続入所のみ**	育児休業終了日の属する月の末日まで
その他	家庭での保育に支障をきたす期間

※父母（保護者）の保育を必要とする事由が異なる場合、短い方の期間が入所期間となります。

※入所期間が終了した場合は退所となります。継続して入所を希望する場合は、保育できないことを証明する書類をこども福祉課又は各振興局に提出し、期間の更新手続きを行ってください。

※令和10年4月1日以降の入所については、改めて手続きが必要です。

～ 求職活動についての留意事項 ～

◆求職活動とは、1日4時間以上かつ週4日以上求職活動をすることを指します。

◆求職活動期間は年度内で父母合わせて2か月間（ひとり親の場合は3か月間）が限度です。ただし、求職活動を理由とした入所が年度をまたぐ場合は、連続して3か月が求職活動期間の限度となります。

◆**求職活動期間内に就労を開始しない場合、退所となる場合があります**。

※就労を理由に入所している場合でも、就労実績の確認ができない場合や月の半分以上就労していない場合は求職活動とみなします。

(3)現況届

◆年に一度、ご家庭の現況調査を行います。実施日程が決まり次第お知らせします。

◆この調査は、現況届の提出により、保育所の入所要件を満たしているか再度確認するために実施します。その際、別途書類の提出を依頼する場合がありますのでご了承ください。

(4)保育料

◆令和元年 10 月から、3 歳児以上のお子さんの保育施設の保育料は国の施策により無償です。また、令和 6 年 4 月からは佐伯市独自の取り組みとして、佐伯市に住民票のあるすべてのお子さんの保育料が無償となっています。

階層区分	世帯の所得区分	保育料（月額）
第 1 階層	生活保護世帯	0 円
第 2 階層	市町村民税非課税世帯	
第 3 階層 要保護世帯	48,600 円未満	
第 3 階層	48,600 円未満	
第 4 階層 要保護世帯	48,600 円以上 77,101 円未満	
第 4 階層 多子範囲	48,600 円以上 57,700 円未満	
第 4 階層	57,700 円以上 97,000 円未満	
第 5 階層	97,000 円以上 169,000 円未満	
第 6 階層	169,000 円以上 301,000 円未満	
第 7 階層	301,000 円以上 397,000 円未満	
第 8 階層	397,000 円以上	

※「要保護世帯」とは、ひとり親世帯、障がい者の同居する世帯のことです。

※給食費、帽子代、行事に係る費用等は保護者負担となります。また、施設によっては、入園料等別途費用がかかる場合があります。詳しくは各施設へお問い合わせください。

◆保育料の階層区分は、市町村民税所得割課税額（住宅借入金等特別税額控除、配当控除等を含まない）を基に判定します。

※保育料は世帯の所得に関わらず無償となりますが、今後も保育料の階層区分については判定する必要がありますので、必ず税の申告及びマイナンバーの提出をお願いします。



(5)給食費

◆公立保育施設の給食費（3 歳児～5 歳児）については次のとおりです。

<table>
<tr><th rowspan="2">階層区分</th><th rowspan="2">世帯の所得区分</th><th rowspan="2">年収相当</th><th colspan="2">給食費（月額）</th></tr>
<tr><th>第 1 子・第 2 子</th><th>第 3 子以降</th></tr>
<tr><td>第 1 階層</td><td>生活保護世帯</td><td rowspan="6">年収 360 万円
相当未満</td><td rowspan="6">免除</td><td rowspan="11">免除</td></tr>
<tr><td>第 2 階層</td><td>市町村民税非課税世帯</td></tr>
<tr><td>第 3 階層
要保護世帯</td><td>48,600 円未満</td></tr>
<tr><td>第 3 階層</td><td>48,600 円未満</td></tr>
<tr><td>第 4 階層
要保護世帯</td><td>48,600 円以上
77,101 円未満</td></tr>
<tr><td>第 4 階層
多子範囲</td><td>48,600 円以上
57,700 円未満</td></tr>
<tr><td>第 4 階層</td><td>57,700 円以上
97,000 円未満</td><td rowspan="5">年収 360 万円
相当以上</td><td rowspan="5">5,000 円</td></tr>
<tr><td>第 5 階層</td><td>97,000 円以上
169,000 円未満</td></tr>
<tr><td>第 6 階層</td><td>169,000 円以上
301,000 円未満</td></tr>
<tr><td>第 7 階層</td><td>301,000 円以上
397,000 円未満</td></tr>
<tr><td>第 8 階層</td><td>397,000 円以上</td></tr>
</table>

※「要保護世帯」とは、ひとり親世帯、障がい者の同居する世帯のことです。

※0 歳児～2 歳児（満 3 歳児を含む）の給食費は保育料に含まれています。

※私立保育施設の給食費については、上記と異なる場合があります。

◆年収 360 万円相当以上の世帯については、保育所、幼稚園、認定こども園等に入所しているお子さんを対象に、年齢の高い順に多子のカウントをします。(保育所等に入所していないお子さんや、小学生以上のお子さんはカウント対象外)

＜多子のカウント例＞
6 歳（小学生）・・・・・小学生以上なのでカウントしない
5 歳（幼稚園利用）・・・第 1 子
4 歳（保育所利用）・・・第 2 子
3 歳（保育所利用）・・・第 3 子 ← 給食費免除

◆給食費の階層区分は、市町村民税所得割課税額（住宅借入金等特別税額控除、配当控除等を含まない）を基に判定します。

■4 月～8 月分：令和 8 年度の市町村民税（令和 7 年中の収入に基づくもの）の額により判定
■9 月～3 月分：令和 9 年度の市町村民税（令和 8 年中の収入に基づくもの）の額により判定

※税の申告漏れ等により市町村民税が確認できない方については、最高額階層にて給食費を決定します。必ず税の申告及びマイナンバーの提出をお願いします。

(6)保育料・給食費の納期限

◆公立保育施設の保育料・給食費の納期限（口座振替日）は次のとおりです。

該当月	納期限（口座振替日）	該当月	納期限（口座振替日）
４月分	令和９年　５月１０日(月)	１０月分	令和９年１１月１０日(水)
５月分	令和９年　６月１０日(木)	１１月分	令和９年１２月１０日(金)
６月分	令和９年　７月１２日(月)	１２月分	令和10年　１月１１日(火)
７月分	令和９年　８月１０日(火)	１月分	令和10年　２月１０日(木)
８月分	令和９年　９月１０日(金)	２月分	令和10年　３月１０日(金)
９月分	令和９年１０月１２日(火)	３月分	令和10年　４月１０日(月)

◆便利な口座振替を推進しています。

※兄・姉が入所中で口座振替にしている場合でも、弟・妹が入所するときは改めて手続きが必要です。

◆口座振替にしていない場合は毎月納付書をお送りします。こども福祉課、各振興局又は各金融機関等で納付してください。

※私立保育施設に入所した場合は、納付先が在籍する保育施設となります。納付方法等については在籍する保育施設へお問い合わせください。

(7)延長保育

◆保育時間の延長を行う保育施設があります。(P.15 参照)

◆延長保育については各施設での対応となります。保護者の就労時間等の事情により保育時間の延長が必要な方は、利用できる年齢、保育時間及び延長料金について各施設へお問い合わせください。

(8)休日保育

◆保護者全員が就労等により日曜や祝日（12 月 29 日から 1 月 3 日は除く）に常態的に保育ができないお子さん（２歳児以上）をお預かりする事業です。詳しくはお問い合わせください。

(9)退所

◆保護者が離職又はその他の理由でお子さんを家庭で保育できる状態になった場合は、すみやかに退所の手続きをしてください。

◆退所日は、退所する日の属する月の末日となります（やむを得ない場合は除く）。

◆退所する場合は、退所日までに必ずこども福祉課又は各振興局に「保育所退所届」を提出してください。保育施設では退所手続きはできません。

※手続きが遅れた場合は、退所月の翌月以降の給食費等が発生する場合があります。

◆次の場合は退所していただく場合があります。

① 提出書類に虚偽の記載がある等、**虚偽の申込みが判明**したとき
② 入所理由が消滅したとき
③ 心身の状況等によりお子さんが集団保育になじまないとき
④ 長期（**2 か月間以上**）にわたって欠席が続くとき
⑤ **妊娠・出産の入所期間が終了したとき**
⑥ 育児休業からの職場復帰を理由に入所したが、復職せずに退職したとき
⑦ 求職活動期間中に就労を開始しなかったとき
⑧ 入所要件を満たす就労実績の確認が取れないとき

(10)育児休業中の入所

◆原則、育児休業中の保育施設への入所はできません。ただし、**次のすべてに該当する場合**は、特例的に入所を継続することができます。

① 発育上、環境の変化（保育施設を退所すること）が好ましくない
② 産前休暇前から保育施設に入所している
※妊娠・出産の理由で入所申込みをした場合は対象外
③ 産前休暇前の職場を退職せず、育児休業から職場復帰する
※職場復帰をせずに退職、転職する場合は対象外
④ 生まれた子の１歳の誕生日までに職場復帰する
※1 年以上育児休業を取得する場合は対象外

(11)入所後の注意事項

◆入所後、次のような変更があった場合は、届出が必要です。2 週間以内にこども福祉課又は各振興局にてお手続きください。

変更事項	提出書類
就職又は転職した	就労（予定）証明書
退職した	変更届
保護者が病気療養する	医師の診断書
母子手帳の交付を受けた	変更届、母子手帳の写し
住所や電話番号等、連絡先が変更となった（転居等）	変更届
家庭状況に変動があった（妊娠・出生・死亡・結婚・離婚等）	変更届等
生活保護が開始、廃止となった	変更届等
療育手帳等の交付を受けた	変更届等

※入所申込書の記載事項に変更があったときは、必ずご連絡ください。家庭状況の変動、手帳の交付等により、**給食費が変更となる場合があります**。

6. 転園について

◆年度途中の転園は、原則として**受け付けておりません**。

※特別な事情が発生した場合は、こども福祉課までご相談ください。

◆**4 月入所（一次受付）のみ、転園希望を受け付けております**。詳しくはこども福祉課へお問い合わせください。

※転園については、通常の入所調整にかかる優先度に加え、転園を希望する理由（転園を希望する園にきょうだい児がいる等）も考慮させていただきます。事前に各施設へ転園児の受入可能な人数を確認し、その数に応じて調整を行うため、**希望施設へ転園できない場合もあります**のでご了承ください。

※転園した場合は、転園先の施設で**ならし保育**を行います。



7. その他のサービス

(1)一時預かり事業

◆一時預かり事業とは、佐伯市に居住するお子さん（満１歳以上）を一時的に保育施設でお預かりするサービスです。利用料等についてはお問い合わせください。

(2)病児・病後児保育事業

◆お子さん（生後６か月以上）が病気の際、仕事の都合等で、看病等が家でできない場合に施設で一時的に保育する事業です。利用料等についてはお問い合わせください。

テオテ（TeOTe）	検索

(3)ファミリー・サポート・センター事業

◆育児の手助けができる人（まかせて会員）と、育児の手助けが必要な人（おねがい会員）を会員登録し、おねがい会員からの依頼に応じてまかせて会員を紹介する制度です。利用料等についてはお問い合わせください。

(4)利用料の無償化

◆「保育を必要とする事由」に該当していながら、保育施設に入所できていないお子さんについては、認可外保育施設や一時預かり事業等の利用料が一部無償化となっています。無償化の対象範囲については次のとおりです。

<table>
<tr><th>学年齢</th><th>対象世帯</th><th>認可外保育施設</th><th>一時預かり事業等※</th></tr>
<tr><td rowspan="2">0歳児～2歳児</td><td>住民税非課税世帯</td><td colspan="2">無償（上限 45,700 円/月）</td></tr>
<tr><td>住民税課税世帯</td><td>無償
（上限 42,000 円/月）</td><td>対象外</td></tr>
<tr><td>3歳児～5歳児</td><td>すべての世帯</td><td colspan="2">無償（上限 40,300 円/月）</td></tr>
</table>

※一時預かり事業、病児・病後児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業のこと。

◆認可外保育施設、一時預かり事業等を無償で利用するには、事前の申請が必要です。また、申請の際には、申請書とは別に父母（保護者）が保育できないことを証明する書類の提出が必要です。詳しくはお問い合わせください。

8. 佐伯市内の認可保育施設

◆佐伯市内の保育施設一覧です。

施設類型		施　設　名	所　在　地	連絡先	保育時間	延長保育	対象乳幼児
保育所	私立	長島保育園	長島町 2-27-1	24-0522	標 7:00～18:00 短 9:00～17:00	～18:30	6 か月以上
		しろやま共同保育園	中の島 2-5-3 ※R9年4月予定	23-1850	標 7:00～18:00 短 9:00～17:00	—	10 か月以上
	公立	つるおか保育所	鶴岡町 2 丁目 3-8	20-3050	標 7:30～18:30 短 8:30～16:30	—	10 か月以上
		畑野浦保育所 ※R11 年 3 月末閉所予定	蒲江大字畑野浦 596-23	45-0038	標 7:30～18:30 短 8:30～16:30	—	6 か月以上
認定こども園	私立	やよいこども園	弥生大字上小倉 1201-1	46-1591	標 7:00～18:00 短 8:30～16:30	～18:30	7 か月以上
		にじいろこども園	弥生大字大坂本 1065-1	46-1441	標 7:30～18:30 短 8:30～16:30	—	10 か月以上
		カトリック 佐伯幼稚園	中村東町 7-3	22-2182	標 7:30～18:30 短 8:00～16:00	—	1 歳児以上
		ルンビニこども園	城下東町 5-4	23-6160	標 7:00～18:00 短 8:00～16:00	～18:30	5 か月以上
		みなみこども園	中の島 2-19-36	23-0567	標 7:00～18:00 短 9:00～17:00	～18:30	6 か月以上
		みなとこども園	鶴谷町 1-5-15	22-5399	標 7:00～18:00 短 9:00～17:00	～18:30	6 か月以上
		さいきこども園	蟹田 7-12	22-0644	標 7:00～18:00 短 9:00～17:00	～18:30	6 か月以上
		ふれあいこども園	長島町4丁目5873番地1 ※R9年3月予定	22-9933	標 7:00～18:00 短 8:00～16:00	～19:00	6 か月以上
		大日こども園	若宮町 1-32	22-2430	標 7:00～18:00 短 8:30～16:30	～18:30	6 か月以上
		松浦こども園	鶴見大字沖松浦 745-1	33-0096	標 7:00～18:00 短 8:30～16:30	～18:30	6 か月以上
		さくらこども園	新女島 2 丁目 6945-3	28-8877	標 7:00～18:00 短 8:30～16:30	～18:30	6 か月以上
	公立	ほんじょうこども園	本匠大字笠掛 1381-1	56-5033	標 7:30～18:30 短 8:30～16:30	—	7 か月以上
		なおかわこども園	直川大字上直見 577	58-2146	標 7:30～18:30 短 8:30～16:30	—	9 か月以上
		かまえこども園	蒲江大字蒲江浦 404-1	42-5500	標 7:30～18:30 短 8:30～16:30	—	6 か月以上
		うめこども園	宇目大字千束 2137-2	52-1013	標 7:30～18:30 短 8:30～16:30	—	10 か月以上
事業所内保育事業	私立	ながと保育園	鶴岡町 1 丁目 2151-1	20-3399	標 7:00～18:00 短 8:30～16:30	～19:00	10 か月～2 歳児
		花みずき保育園	大字池田 2256-7	23-1155	標 7:00～18:00 短 8:30～16:30	～19:00	10 か月～2 歳児

※施設見学の際は事前に各施設へご連絡ください。

※詳しい保育内容や保育時間については、各施設へお問い合わせください。

※定員や対象乳幼児の月齢については、年度途中で変更となる可能性があります。

※幼稚園利用（1 号認定）のできる施設や利用時間については、こども福祉課へお問い合わせください。

■佐伯市子育てサイト（ホームページ）

・毎月の保育施設の受入状況や、各施設の入園のしおり等を掲載しています。希望施設選択の際の参考にしてください。

・その他子育てに関する各種情報を発信しています。

佐伯市ホームページ	検索

http://www.city.saiki.oita.jp/kosodate/default.html

■佐伯市子育て・子育ちアプリ「さいきっず　まある」

・パパ・ママの出産・子育てを応援するスマートフォン向けのアプリケーションです。

母子モ	検索

母子モ



■おおいた子育て応援パスポート

・右のステッカーがある応援店でパスポートを提示すると各種サービスを受けられます。登録無料、更新不要です。大分県下 1400 店舗以上、佐伯市内 100 店舗登録。

おおいた子育て応援パスポート	検索

http://www.oita-kosodate.jp



～お問い合わせ～

〒876-8585　大分県佐伯市中村南町 1 番 1 号

佐伯市役所こども福祉課こども福祉係（2 階 48 番窓口）

TEL：0972-22-3972（直通）